

金山町

支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
金山町定住促進住宅資金 利子補給補助事業	補助金	○	○	—	移住者が住宅を新築等する場合の借入金資金へ利子補給補助	町内業者に発注し、町が定める金融機関から融資を受け、「金山住宅」を新築、購入又は空家等を利用すること	借入利子の1/2以内で、最大1.5%、年50万円(3ヶ年を限度)	平成29年度	総務課 0233-52-2111 (内線232)
金山町合併浄化槽設置整備事業	補助金	○	○	—	合併処理浄化槽を設置に対する補助	公共下水道地域及び農村集落排水処理地域を除いた地域	下記額が上限 5人槽100万円 6人槽105万円 7人槽110万円 8人槽115万円 9～10人槽120万円	平成29年度	環境整備課 0233-52-2111 (内線277)
金山町住宅リフォーム総合支援事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事及び耐震改修工事に対する補助	県内又は町内に所在地を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること	一般リフォームの場合、県内業者は10%、20万円以内、町内業者は20%、40万円以内 県産木材を3?以上使用する場合に限り、それぞれ30万円以内又は60万円以内。 「人口減少対策分」は、10%→20%、20万→30万円、30万円→40万円と読み替えて適用 耐震改修の場合、県内業者は25%、40万円以内、町内業者は50%、80万円以内。 ※一般リフォームと耐震改修の併用は可能	平成29年11月30日まで	産業課 0233-52-2111 (内線405)
「やまがたの木」活用住宅奨励補助事業	補助金	○	—	—	県産認証材「やまがたの木」を使用した住宅の新築に対する補助	住宅に使用する構造材の80%（体積比）以上に県産認証材「やまがたの木」を使用するとともに、町街並み景観形成基準をクリアすること（予定）	定額15万円（予定）	平成30年1月31日まで	産業課 0233-52-2111 (内線406)
金山町街並み景観形成助成事業	補助金	○	○	—	金山(型)住宅などの建築物の新築等に対する補助	街並み形成基準に合致すること	住宅の新築や増改築で外観に要する費用の1/3、80万円以内、その他建築物では30万円以内。ただし、色彩変更は10万円以内。	平成29年度	産業課 0233-52-2111 (内線407)
介護保険法に基づく住宅改修費給付事業	補助金	—	○	—	居宅介護(介護予防)用の住宅改修費に対する補助	要支援・要介護の認定を受けている者。	対象となる住宅改修費の9/10、20万円以内	平成29年度	健康福祉課 0233-52-2111 (内線268)
金山町木質バイオマス利用拡大支援事業	補助金	—	—	○	家庭用木質バイオマス燃料設置機器の設置に対する補助	町内に住所を有し、所有する住宅及び事務所等に木質バイオマス燃料機器を設置すること。	薪ストーブ（1/2）上限20万円 ペレットストーブ（1/2）上限10万円	平成30年2月28日	産業課 0233-52-2111 (内線409)